

議案第3号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例

【議案提出担当課：生涯学習課】

学校運営協議会を設置することに伴い、本協議会の委員に支払う報酬等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

1. 改正内容

(1) 別表に、学校運営協議会の委員の報酬等を加えます。

区分		金額	
報酬（日額）		5,000円	
旅費の額	鉄道賃・船賃・車賃	実費	
	日当（1日につき）	3,000円	
	宿泊料（1夜につき）	甲地方	14,800円
		乙地方	13,300円

2. 施行期日

令和6年4月1日から施行します。